

雑踏警備業務 1 級の直接検定開催案内

愛知県公安委員会から見出しの講習に関する公告（愛知県のホームページの愛知県公報欄）がなされましたのでご案内申し上げます。受検を希望する方は、受検資格や申込み期間等をよく確認されてご応募ください。

1 実施期日、予定人員、受検申込期間及び受検申請手続期間

警備業務の種別・級	実施期日	予定人員	受検申込期間	検定申請手続期間
雑踏警備業務 1 級	平成29年9月9日(土) 9:00~17:00	15 名	平成 29 年 6 月 27 日(火) から同月 29 日(木)までの 9:00~17:00	平成 29 年 7 月 10 日(月) から同月 14 日(金)までの 9:00~17:00

2 受検対象者

愛知県内に住所を有する方又は愛知県外に住所を有し、愛知県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する方に限ります。

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている方であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上である方
- (2) 愛知県公安委員会が(1)に掲げる方と同等以上の知識及び能力を有すると認める方

3 実施場所

愛知県警察本部運転免許試験場 （名古屋市天白区平針南三丁目605番地）

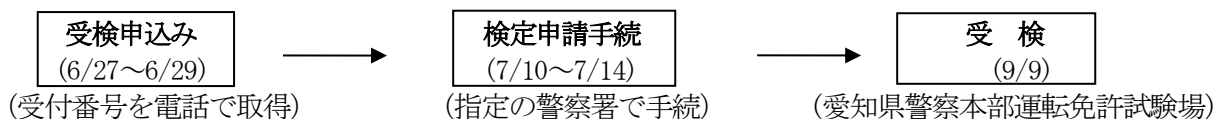
4 受検申込み方法

受検を希望する方は、愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課 警備業係の「申込専用電話」に受検申込みを行い、「受付番号」を取得してください。

なお、1回の電話で申し込むことができる人数は1人とし、受検申込期間中であっても申込人員が予定人員に達した場合は、受検申込みが締め切られます。

申込専用電話番号 (052) 954-4031

5 受検までの手続きの流れ



6 検定申請手続

(1) 手続先（受検申込みにより受付番号を取得した方・1級2級に共通）

対 象 者	手 続 先
ア 愛知県内に住所を有し、愛知県内の営業所に属する警備員	住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署
イ 愛知県内に住所を有する方（アに掲げる警備員を除く。）	住所地を管轄する警察署
ウ 愛知県外に住所を有し、愛知県内の営業所に属する警備員	営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 手続に必要な書類等

- ① 検定申請書 1通
- ② 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入。） 2枚
- ③ (1)の表イに掲げる方にあつては、住所地を疎明する書面（住民票、免許証の写し等） 1通
- ④ (1)の表ウに掲げる方にあつては、愛知県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）1通
- ⑤ (1)の表アに掲げる方にあつては、③又は④のいずれかの書面 1通

- ⑥ 2 (1)に該当する方にあつては、雑踏警備業務2級の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(警備業務従事証明書)各1通
- ⑦ 2 (2)に該当する方にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

7 受検手数料の納付

13,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書^{ちよう}にはつて、検定申請書を提出する際に納付してください。
なお、いったん納付された手数料は、返還されません。

8 合格者の発表

合格者の発表は、検定当日に検定実施場所において行われ、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書が交付されます。

9 その他

受検申込期限を過ぎても申込人員が予定人員に満たない場合は、予定人員に達するまで検定申請が受け付けられますので、愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課 警備業係にお問い合わせください。

10 問い合わせ先

愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課 警備業係
電話 (052) 951-1611 内線3283・3284

※ お知らせ

以下の書式は、愛知県警備業協会のホームページからもダウンロードできます。

- 検定申請書